

## 宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付要項

### (目的)

第1条 この要項は、大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀等の安全性が改めて社会問題化する中で、地震によるブロック塀等の倒壊による被害を防止することを目的として、本市内の道路等、公園等又は公益的施設等に面したブロック塀等を緊急的に撤去し処分する所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地震時のブロック塀等の倒壊による危険を防止し、地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等：コンクリートブロック塀、レンガ、大谷石等の組積造の塀その他これらに類する塀、門柱等をいう。

(2) 道路等：人の通行の用に供する不特定多数の者が通行する道をいう。(敷地内の専用通路を除く。)

(3) 公園等：都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園その他の公園及び市が管理する児童遊園その他の児童が利用する遊び場又は広場をいう。

(4) 公益的施設等：教育施設、医療施設、社会福祉施設等をいう。

(5) 重要な避難路：本市の地域防災計画に明記される重要な避難路をいう。

(6) 耐震診断：次に掲げる方法による耐震診断をいう。また、耐震診断は、一級建築士、二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者(以下「建築士等」という。)に行わせなければならない。

ア 平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された、「ブロック塀等の点検のチェックポイントによる点検を含む耐震診断

イ 耐震改修促進法の基本方針告示に規定される耐震診断

ウ 「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」((一財)日本建築防災協会)に基づく耐震診断

(7) 撤去工事：危険なブロック塀等の全部又は一部を取り除き処分する工事をいう。

(8) 建替え：撤去のうえ、塀又は柵等を新設する工事をいう。

(9) 耐震改修：「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」((一財)日本建築防災協会)に基づく補強工事をいう。また、同耐震改修に係る設計は、建築士等に行わせなければならない。

(10) 申請者：この要項の定めるところにより補助金の交付を受けようとする者をいう。

(補助対象要件等)

第3条 補助金の交付対象となるブロック塀等(以下「補助対象ブロック塀等」という。)

は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1)本市の区域内に存するブロック塀等であること。

(2)次のアからオまでのいずれかに該当するブロック塀等であること。

ア 道路等に面するブロック塀等

イ 公園等に面するブロック塀等

ウ 公益的施設等に面するブロック塀等

エ 重要な避難路に面するブロック塀等

オ その他市長が認めるブロック塀等

(3)道路等、公園等、公益的施設等又は重要な避難路の地面からの高さ(擁壁の上にブロック塀等が設置されている場合は、当該擁壁の高さを含む。以下同じ。)が60センチメートルを超える部分を有するブロック塀等であること。

(4)安全性に問題があるブロック塀等であること。

(5)ブロック塀等の高さが当該ブロック塀等と道路等、公園等、公益的施設等又は重要な避難路までの水平距離より高い物であること。

(6)撤去するブロック塀等について、過去にこの要項に定める補助金、同種類補助金その他の金銭的給付の交付を受けていないこと。

(7)国、地方公共団体(本市を含む。)等の公共用地の取得に伴う損失補償の対象になっていないこと。

(8)関係法令に適合しているブロック塀等であること。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関を除く。

(1)補助対象ブロック塀等の所有者であって、同補助対象ブロック塀等の耐震診断、撤去工事、建替え若しくは耐震改修(以下「耐震診断等」という。)を行う者又は当該所有者の同意を得て補助対象ブロック塀等の耐震診断等を行う者

(2)市税の滞納がない者。

2 申請者は、補助対象ブロック塀等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助対象ブロック塀等の耐震診断等を行うことについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

(1)共有物である場合 自己以外の所有者

(2)申請者と所有者、居住者又は使用者が異なる場合 所有者、居住者又は使用者

3 申請者は、補助対象ブロック塀等が区分所有建物の附属物である場合は、当該補助対象ブロック塀等の耐震診断等を行うことについて、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に基づく決議を得なければならない。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる工事等（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）次のア、イいずれかに該当する工事等であること。

ア 道路等、公園等又は公益的施設等に面する補助対象ブロック塀等ごとに、地面よりも上部に存する補助対象ブロック塀等の全部又は一部の撤去工事

イ 重要な避難路に面する補助対象ブロック塀等ごとに、地面よりも上部に存する補助対象ブロック塀等の全部又は一部の耐震診断等

（2）補助対象ブロック塀等の一部の撤去工事にあつては、当該撤去工事後に全部の補助対象ブロック塀等（独立し、安定した門柱を除く。）の高さが、道路等から60センチメートル以下になること。ただし、倒壊した場合に、道路等、公園等、公益的施設等又は重要な避難路の利用者に危害を加えるおそれのない部分に限り、当該撤去工事から除くことができるものとする。

（3）当該年度中に実施し、及び完了する耐震診断等であること。また、耐震診断等の時期を分けて行う場合は、一連の事業として、当該年度中に実施し、及び完了すること。

（4）当該耐震診断等について、関係法令等を順守していること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象ブロック塀等（基礎の部分を含む。）及びその附属物の耐震診断等に要する経費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる補助対象ブロック塀等に対して、当該各号に定める額とする。なお、（1）と（2）に該当する場合は、どちらかを選択することができる。

（1）道路等、公園等又は公益的施設等に面する補助対象ブロック塀等 次のア、イに掲げる額のうち、少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、当該額が150,000円を超える場合は150,000円とする。（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額 次の（2）において同じ。）

ア 補助対象経費（撤去工事に限る。）

イ 補助対象ブロック塀等の撤去部分の見付面積（附属物を除く。10平方センチメートル未満切捨て。）に1平方メートル当たり13,000円を乗じて得た額

（2）重要な避難路に面する補助対象ブロック塀等 次のア、イに掲げる額のうち、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、当該額が400,000円を超える場合は400,000円とし、従前耐震診断について補助金の交付を受けた場合は、400,000円からその額を除いた額とする。

ア 補助対象経費

イ 補助対象ブロック塀等の長さに1メートル（附属物を除く。1センチメートル未満切捨て。）当たり80,000円を乗じて得た額

( 交付の申請 )

第 8 条 申請者は、補助対象事業に着手する前に、宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付申請書 ( 別記様式第 1 号 ) に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請し、交付決定を受けなければならない。

( 1 ) 付近見取図

( 2 ) 次に掲げる補助対象事業ごとに定める図書

ア 耐震診断 現況概略図 ( 補助対象ブロック塀等の寸法が記載された配置図、断面図等 以下この号において同じ。 )、建築士等の身分を証明するものの写し、現況写真 ( 補助対象ブロック塀等の全景及び高さ )

イ 撤去工事 現況概略図、現況写真 ( 補助対象ブロック塀等の全景、高さ及び不適合であることが分かるもの この号のウ及びエにおいて同じ。 )

ウ 建替え 現況概略図、新設する塀又は柵等の計画図 ( 配置図、断面図等、その他建築基準法に適合することを認めることができる図書 )、現況写真

エ 耐震改修 耐震診断の結果報告書 ( 任意様式 ) 及び構造計算を行った場合は構造計算書、耐震改修後の「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」 ( (一財)日本建築防災協会 ) に基づく構造計算書及び設計図 ( 配置図、断面図、詳細図、仕様書等 )、現況写真

( 3 ) 補助対象事業の見積書の写し ( 施工業者等が発行し、補助対象経費の明細が分かるもの )

( 4 ) 収支予算書 ( 別記様式第 2 号 )

( 5 ) 工程表

( 6 ) ブロック塀等の所有者であることが分かる書類

( 7 ) その他市長が必要と認める書類

2 撤去しようとするブロック塀等が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項各号に掲げる書類に加え、当該各号に定める書類を添付するものとする。

( 1 ) 共有物である場合 申請者以外の所有者全員の同意書

( 2 ) 申請者と所有者、居住者又は使用者が異なる場合 申請者以外の所有者、居住者又は使用者の同意書

( 3 ) 区分所有建物の附属物である場合 撤去工事を行うことに対する決議を得た理事会又は総会の議事録の写し

3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類の一部を添える必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

( 交付の決定 )

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付を決定し、申請者に対し宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付決定通知書 ( 別記様式第 3 号 ) によ

り通知する。

- 2 前項の規定による審査により補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対し宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金不承認通知書（別記様式第4号）により通知する。

（事業の着手）

第10条 前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という）は、その通知を受領後、速やかに補助対象事業に着手し、宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業着手届（別記様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

（変更の申請）

第11条 補助決定者は、補助金の交付決定通知後において当該交付申請の内容を変更しようとするときは、宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付変更承認申請書（別記様式第6号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、当該補助対象事業の目的及び補助金額に変更がないものについては、この限りでない。

- 2 市長は、補助決定者から前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を認めたときは、宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付変更承認通知書（別記様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 補助決定者は、補助金の交付申請を取下げるときは、速やかに市長に宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付申請取下届（別記様式第8号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、補助決定者から前項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容を認めたときは、宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金取下承認通知書（別記様式第9号）によりその旨を通知するものとする。

（実績の報告）

第13条 補助決定者は、補助対象事業の完了後速やかに、宇治市ブロック塀等安全対策支援撤去事業完了実績報告書（別記様式第10号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1）耐震診断等の契約書の写し

（2）補助対象事業に要した経費を支出したことを証する領収書の写し

（3）次に掲げる補助対象事業ごとに定める図書

ア 耐震診断 診断結果報告書（任意様式）及び構造計算を行った場合は構造計算書

イ 撤去工事 補助対象事業の完了後の状況を示す写真（道路等側から撮影した全景写真 次のウ又はエにおいて同じ。）

ウ 建替え 補助対象事業の工事中の状況及び完了後の写真

エ 耐震改修 補助対象事業の工事中の状況及び完了後の写真

( 4 ) その他市長が必要と認める書類

( 補助金額の確定 )

第 1 4 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金確定通知書( 別記様式第 1 1 号 ) により通知する。

( 補助金の請求 )

第 1 5 条 申請者は、前条に基づく通知を受けた日から 3 0 日以内に宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付請求書( 別記様式第 1 2 号 ) により補助金の請求を行わなければならない。

( 補助金の交付 )

第 1 6 条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

( 立入検査 )

第 1 7 条 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象ブロック塀が設置されている場所に立ち入り、撤去工事の状況を調査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

( 補助の取消し等 )

第 1 8 条 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

( 1 ) 関係法令及びこの要項に違反したとき。

( 2 ) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

( 3 ) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

( 4 ) その他市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付決定取消通知書( 別記様式第 1 3 号 ) により当該補助決定者に対し通知しなければならない。

( 補助金の返還 )

第 1 9 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金返還命令書( 別記様式第 1 4 号 ) により期限を定めてその返還を命ずることができる。

( 補助事業者に対する指導 )

第20条 市長は、補助事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(関係書類の整備)

第21条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成30年11月1日から施行し、平成30年6月18日から適用する。

(補助金の交付申請等の特例)

2 平成30年6月18日から平成30年10月31日までの間に撤去工事に着手した補助対象者で補助金の交付を受けようとする者は、第8条の規定にかかわらず、撤去工事の完了後に申請を行うことができる。この場合において、宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて平成31年3月15日までに市長に申請しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 撤去工事前の概略図(補助対象ブロック塀等の寸法が記載された配置図、断面図等)

(3) 撤去工事前のブロック塀等の写真(補助対象ブロック塀等の全景、高さ及び不適合であることが分かるもの)

(4) 撤去工事の施工写真及び当該撤去工事後の全景が分かる写真

(5) 撤去工事の見積書又は請求書の写し(施工業者等が発行し、補助対象経費の明細が分かるもの)

(6) 撤去工事の領収書の写し(施工業者等から補助決定者に発行されたもの)

(7) ブロック塀等の所有者であることが分かる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

3 ブロック塀等が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項各号に掲げる書類に加え、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 共有物である場合 申請者以外の所有者全員の同意書

(2) 申請者と所有者、居住者又は使用者が異なる場合 申請者以外の所有者、居住者又は使用者の同意書

(3) 区分所有建物の附属物である場合 撤去工事を行うことに対する決議を得た理事会又は総会の議事録の写し

4 第2項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類の一部を添える必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

5 第2項の規定により交付申請をした者については、第10条から第14条までの規定は適用しない。

6 第2項の規定により交付申請をした場合においては、第9条第1項中「前条第1項」とあるのは「附則第2項」と、第15条中「前条に基づく通知」とあるのは「第9条第1項の交付決定通知書」と読み替えるものとする。

(要項の失効)

7 この要項は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第17条から第21条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和元年7月5日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付要項の規定に基づきなされた手続その他の行為は、改正後の宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付要項の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(要項の失効)

3 この要項は、次の(1)又は(2)に掲げる事業である場合にあっては、それぞれ当該(1)又は(2)に定める期日に限り、その効力を失う。ただし、第17条から第21条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

(1) 道路等、公園等又は公益的施設等に面する補助対象ブロック塀等ごとに、地面よりも上部に存する補助対象ブロック塀等の全部又は一部を撤去する工事 令和2年3月31日

(2) 重要な避難路に面する補助対象ブロック塀等ごとに、地面よりも上部に存する補助対象ブロック塀等の全部又は一部の耐震診断等 令和3年3月31日